

災害復興に関するお知らせ

石巻市中小企業融資制度(災害関連連枠)のご案内

石巻市では、東日本大震災の影響により直接的および間接的に被害を受けた市内の中小企業者の皆さんに、融資のあっせんを行っています。(間接融資)

- 融資対象者
 - ・市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる方
 - ・市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)および国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な方
 - ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
 - ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
 - ・東日本大震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている方(間接被害)または、被災証明書の交付を受けている方(直接被害)
- 融資条件
 - ①資金使途 運転資金および設備資金
 - ②貸付限度額 1企業50万円以内

③償還期間 10年以内
(据置2年以内)

④貸付利率 1.5%

⑤連帯保証人 法人の場合は、当該法人の代表者個人、個人の場合は、原則として不要

⑥信用保証 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります

ます。

・保証料の50%を市が補給します。

・直接被害に限り利子の100%を市が3年間補給します。(延滞金を除く)

⑦取扱期間 平成25年3月31日融資実行分まで

●取扱金融機関 七十七銀行、仙台銀行、石巻信用金

庫、石巻商工信用組合、東北銀行、岩手銀行、北日本銀行の各支店
問 商工観光課
(内線3522、3524)

宮城県信用保証協会石巻支店 ☎22-4178
各取扱金融機関

東日本大震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に関するお知らせ

倒壊家屋・事業所等の解体撤去については、り災証

.....

東日本大震災に関する税制上の追加措置により、被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税が免除となります

東日本大震災による被災者である会社・法人または個人の事務所等の建物が大地震により滅失した場合(大規模半壊含む)または警戒区域設定指示等が行われた日において対象区域内に所在していた場合には、その法人等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、本店移転や役

員の住所変更等の登記を受けるときは、一定の要件のもと、登録免許税が免除されます。

また、平成23年3月11日から同年12月14日までに上記の要件で登記を受けられた法人については、既に納付した登録免許税が管轄登記所で手続きすることにより、還付されます。なお、本

措置の適用を受けるには、一定の要件がありますので詳しくは、左記へお問い合わせください。

問 仙台法務局法人登記部門
☎022-2515748
仙台法務局石巻支局
☎22-6188

なお、既に倒壊家屋・事業所等の解体撤去を申請された方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受け付け窓口までご連絡願います。

問 災害廃棄物対策課
(内線3367・3374)
(内線6311・6313)

震災や円高等により影響を受けた皆さんへ～日本政策金融公庫から融資制度のご案内～

中小・小規模企業の皆さん

- 震災による影響を受けられた方
東日本大震災復興特別貸付(※1)
■融資限度額 最大7億2,000万円
■融資期間 最長20年以内 ※据置期間5年以内
■利率 基準利率より最大0.5%引き下げ
【直接・間接被害を受けた方等は融資後3年間、基準利率より最大1億円まで1.4%引き下げ(※2)】
- 円高等の影響により業況が悪化している方
セーフティネット貸付
■融資限度額 最大7億2,000万円
■融資期間 最長15年以内 ※据置期間3年以内
■利率 基準利率
【運転資金のうち、一定の要件に該当する場合は最大0.5%引き下げ】
- 設備投資を行う方
設備資金貸付利率特例制度
被災地域の復興に資する設備資金(※3)を用途とする融資について、融資後2年間、適用利率から0.5%引き下げ
【特定被災区域において雇用の維持または拡大を図る場合は、全融資期間、適用利率から0.5%引き下げ】

農林漁業者の皆さん

- 震災による影響を受けられた方
震災特例融資 (※4)
農林漁業セーフティネット資金(運転資金)
■融資限度額 1,200万円 ※特例限度額あり
■融資期間 13年以内 ※据置期間6年以内
■利率 実質無利子 (※5)
スーパーL資金(農業者向け設備・運転資金)
■融資限度額 個人1億5,000万円、法人5億円
※特例限度額あり
■融資期間 28年以内 ※据置期間13年以内
■利率 実質無利子(※5)
水産加工資金(水産加工業者向け設備資金)
■融資限度額 負担額の80%
■融資期間 18年以内 ※据置期間6年以内
■利率 実質無利子(※5)

※1-4 被害状況に応じて融資の条件が異なります。利率の引き下げ等の適用には、り災証明書等の提出が必要な場合があります。
※2 事業所等が全壊または流出した方等、特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の適用が可能です。
※3 被災地域の復興の前提となる国内の経済産業の活性化に資する設備投資であれば、被災地域以外の設備投資でも、本制度の対象となります。なお、一部対象とならない融資制度があります。
※5 国の利子助成制度により、実質無利子化するものです。

詳しくは事業資金相談ダイヤルまで
☎0120-154-505



●国の教育ローンのご案内 「国の教育ローン」では、震災により被害を受けた皆さんを対象とする災害特例措置を実施しています。詳しくは、教育ローンコールセンター
問 ☎0570-008656(ナビダイヤル)